

# 杉並区子どもの居場所づくり基本方針 (素案)

令和6年(2024年)9月

# 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	1
1. 基本方針策定の趣旨・背景.....	1
2. 区におけるこの間の子どもの居場所づくりの取組.....	2
(1) 児童館及び児童青少年センターの整備・運営を通じた子どもの居場所づくり.....	2
(2) 児童館再編の取組（児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり）.....	2
(3) 児童館再編の取組の検証と基本方針への反映.....	3
3. 基本方針の位置付け.....	5
<b>第2章 子どもの居場所に関する基本的事項</b> .....	7
1. 対象とする子どもの範囲.....	7
2. 子どもの居場所とは.....	8
(1) 子どもの居場所の定義.....	8
(2) 子どもの居場所づくりの意義と留意点.....	8
(3) 子どもの意見の聴取・反映の取組.....	9
(4) 子どもの意見の聴取の結果.....	10
①杉並区の子どもの居場所としている場所.....	10
②杉並区の子どもの居場所に求めること.....	12
③その他、意見の聴取の結果.....	14
(5) 子どもの居場所実施者や地域住民の意見の聴取.....	15
3. 子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること.....	16
<b>第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり</b> .....	17
1. 取組の対象とする居場所の範囲.....	17
2. 子どもの居場所づくりの理念.....	18
3. 子どもの居場所づくりを行う上での基本的な視点.....	19
4. 今後の取組の方向性.....	21
(1) 子どもの成長過程に応じた居場所づくり.....	21
①すべての子どもを対象にした居場所.....	21
②小学生の居場所.....	29
③中・高校生の居場所.....	37
④乳幼児の居場所.....	41
(2) 公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実.....	45
(3) 個別のニーズに応じた居場所づくり.....	49

<b>第4章 子どもの居場所づくりの推進に向けて</b> .....	53
1. 多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進.....	53
2. 子どもの権利保障の推進のための普及啓発.....	55
3. 子どもと居場所をつなぐ情報発信.....	56
4. 子どもの居場所ネットワーク.....	57
5. 子どもの居場所づくりの推進体制.....	58
<b>資料編</b> .....	60
1. 取組内容一覧.....	61
2. 子どもアンケートの結果.....	63
3. 子どもヒアリングの結果.....	83
4. 子どもワークショップの開催概要.....	85
5. 居場所実施者アンケートの結果.....	91
6. 子どもの居場所づくりに関する地域意見交換会の開催概要.....	93

## 第1章 はじめに

### 1. 基本方針策定の趣旨・背景

- 区では、昭和40年代から平成にかけて概ね小学校区に1館整備してきた児童館や平成9年（1997年）に整備した児童青少年センターの運営を通じて、子どもの居場所を展開してきました。平成26年度（2014年度）以降は、学童クラブの需要増などの区民ニーズの変化に対応するため、児童館が有する機能を小学校内などに継承する「児童館の再編整備の取組」を中心に、子どもの居場所づくりを進めてきました。
- しかしながら、児童館の廃止を伴う児童館再編の取組には、区民に様々なご意見があったことから、令和4年（2022年）10月、原則としてこの取組を一旦休止し、改めて児童館再編の取組の検証を行うこととしました。令和5年（2023年）9月に取りまとめた検証結果においては、児童館の基本的な機能・役割は、新たな居場所で概ね引き継がれているものの、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があることや、学校内の居場所には見られない「児童館ならではの特性」があること等も確認できました。また、「児童館再編の取組の進め方」については、取組内容の周知や意見聴取のプロセスに課題があったことも明らかとなりました。
- また、区の子どもの居場所を取り巻く状況に目を転じると、共働き世帯の増加や少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、子どもの居場所に対するニーズが複雑・多様化しているほか、近年、児童虐待や不登校件数が増加傾向にあるなど、子どもが安心して過ごすことができる居場所のより一層の充実が求められる状況となっています。
- こうした中で、国は、令和5年（2023年）4月に施行した「こども基本法」において、こども施策に関し、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重及びこどもの最善の利益等についての基本理念を定めるとともに、地方自治体に対して、こども施策にこどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付けました。あわせて、同年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、すべての子どもが幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか」の居場所づくりを推進する観点から、子どもの権利を基盤とした居場所づくりについての一定の考え方を示しました。
- 区の基本構想で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが自分らしく生きていくことができるまち」を実現していくためには、このような状況の変化を踏まえ、子どもの権利を保障し、当事者である子どもをはじめ、その保護者、子どもを取り巻く大人、地域で子どもの居場所に関わる団体などの声を聴きながら、従来の子ども対象の施設・事業のみにとらわれることなく、また、地域住民をはじめとした多様な担い手の力も発揮してもらえるよう、より良い子どもの居場所のあり方を定めていくことが必要です。
- こうした認識に立ち、区では、子どもの居場所づくりの理念や基本的な視点、今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を、策定することとしました。

## 2. 区におけるこの間の子どもの居場所づくりの取組

---

○区内には、様々な子どもの居場所がありますが、区では、この間、児童館及び児童青少年センターの整備・運営を中心に子どもの居場所づくりを進めてきたことから、ここでは、区の子どもの居場所づくりに資する取組のうち、児童館及び児童青少年センターに係る取組の変遷を整理します。

### (1) 児童館及び児童青少年センターの整備・運営を通じた子どもの居場所づくり

○杉並区では、昭和41年（1966年）から平成3年（1991年）にかけて児童館の整備を進め、子どもの居場所づくりに取り組んできました。

○また、平成9年（1997年）には、中・高校生のための大型の児童館として、児童青少年センター（ゆう杉並）を整備しました。

○児童館及び児童青少年センターは、児童福祉法に定める児童福祉施設（児童厚生施設）として、子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの成長支援や子育て支援、子どもと子育てを支えるネットワークづくりを進めるなど、50年以上にわたり、子どもを取り巻く環境の変化や社会状況の変化等にも柔軟に対応しながら、子どもの居場所の一翼を担ってきました。

### (2) 児童館再編の取組（児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり）

○学童クラブ需要増加や子育て支援施策の強化等に対応するためには、児童館という限られたスペースでは限界があること、また、施設の老朽化にも対処していく必要があることから、区では、平成26年度（2014年度）以降、段階的に児童館再編の取組（児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり）を進めることとしました。

○児童館再編の取組では、児童館にかわる新しい子どもの居場所を整備し、児童館が担ってきた機能・役割を、乳幼児、小学生、中・高校生それぞれの発達段階に応じて継承・発展することを目指しました。

○具体的には、小学校施設を活用した放課後等居場所事業の実施や再編後の児童館施設を活用した子ども・子育てプラザの整備など、次ページの表の取組を基本に、この間、区内約3分の1の地域で展開してきました。

(児童館再編の取組概要)

児童館	児童館再編の取組による居場所
○小学生の居場所 (一般来館) (学童クラブ)	○学校施設を活用し、放課後等居場所事業を実施 ○学校内に学童クラブを整備
○乳幼児親子の居場所 (ゆうキッズ)	○子ども・子育てプラザを整備
○中・高校生の居場所	○中・高校生の新たな居場所づくりの取組を推進 ○ゆう杉並の充実

(令和6年(2024年)時点の児童館等の設置数)

再編前(平成26年度(2014年)時点)		現在		増減
児童館	41	児童館	25	▲16
学童クラブ		学童クラブ		
児童館内	39	児童館内	23	▲16
学校内(隣接地含む)	10	学校内(隣接地含む)	27	17
その他区有地	1	その他区有地	1	
ゆう杉並	1	ゆう杉並	1	
児童館再編の取組		放課後等居場所事業	17	17
		子ども・子育てプラザ	7	7
		中・高校生の新たな居場所	1	1
計	92		102	10

(3) 児童館再編の取組の検証と基本方針への反映

- 児童館再編の取組については、児童館の存置や他の手法による課題解決を求める声など区民に様々なご意見があったことから、原則としてこの取組を一旦休止し、令和4年(2022年)12月から令和5年(2023年)8月にかけて、児童館再編の取組の成果と課題について検証を行い、同年9月に検証結果を取りまとめました。
- この検証結果においては、児童館の基本的な機能・役割は、中・高校生の居場所機能を除き、放課後等居場所事業や子ども・子育てプラザといった居場所で概ね引き継がれていることが確認できた一方、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があることや、新たな居場所においては維持することが困難な児童館ならではの特性として、次ページの表に記載の点があることが明らかとなりました。

○また、検証作業を通じて、子どもや保護者には、その置かれた状況や成長段階等に応じて多様なニーズがあり、居場所に求める内容も様々であること等を改めて確認することができました。

○この検証結果については、今般の基本方針に反映することとしています。

【検証で明らかとなった児童館ならではの特性】

- 常態として、子ども自身が自ら居心地の良いスペースを選んで、複数の部屋を利用することができる。
- おやつなどの持ち込みができる。また、一部の児童館では自分の玩具（持ち込める玩具に制限あり）を持ち込んで遊ぶことができる。
- SSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携して、不登校の子どもの活動場所として活用しやすい。
- 複数の部屋（図書室、音楽室、遊戯室など）を同時に活用できる。
- 同年代（小学生同士など）だけではなく、日常的に年代の違う子ども（乳幼児や中・高校生など）と出会うことができる。
- 館内学童クラブがある児童館においては、常態として学童クラブ在籍児童と一般来館児童と一緒に過ごすことができる。
- 夜間の行事や施設に宿泊する行事が実施できる。

### 3. 基本方針の位置付け

---

- この基本方針は、区政運営の最上位の指針である「杉並区基本構想」で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現するため、今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な視点、取組の方向性を提示するものであり、区の部門別計画や個別事業のうち、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして位置付け、基本方針に基づく取組の実施に当たっては、実行計画等で具体化を図ります。
- この基本方針は、杉並区基本構想の見直しや子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

### 1. 対象とする子どもの範囲

---

- こども基本法では、「こども」とは「心身の発達過程にある者」とされ、「おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者」を指していますが、何歳までの若者を対象とするかなど、年齢が明らかではありません。
- この基本方針が対象とする子どもの範囲は、児童福祉法に沿って0歳から18歳未満までの子どもを対象とし、これまでの児童館の対象と同様に、18歳未満までの子どもには、18歳に達した年度の末日までにある子どもを含めることとします。
- なお、困難等を抱える子どもへの必要な支援が18歳を境に途切れることがないよう、18歳以上の若者の居場所や支援のあり方に関しては、関係法令や国の動向等を踏まえながら別途検討していくこととします。

## 2. 子どもの居場所とは

---

○第3章以降における区が取り組むこれからの子どもの居場所づくりを検討するに当たって、子どもの居場所の定義や居場所づくりの意義等を確認した上で、居場所を利用する当事者である子どものニーズや思いを明らかにするとともに、子どもの意見聴取の結果から見えてきたことを整理しました。

### (1) 子どもの居場所の定義

○この基本方針における、「子どもの居場所」の定義は、国が令和5年（2023年）12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」も参考とし、「子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンラインも含む）全般を指す」ものとしませんが、第3章及び第4章において区の取組の対象とする居場所の範囲は、第3章の1に示すとおりとします。

### (2) 子どもの居場所づくりの意義と留意点

○上記から、「子どもの居場所」とは、子ども自身が居場所と感じる場所や時間を指すものであり、子どもの主観的要素を含んでいます。

○一方で、子どもの居場所をつくること（＝子どもの居場所づくり）とは、子どもが、家や学校以外に多くの居場所（いわゆるサードプレイス）を持ちながら、健やかに成長していけるよう、安全で安心して過ごせる居場所を、区をはじめとする第三者が意図的に整えていくことにあります。

○そのため、子どもの居場所づくりを考えるに当たっては、子ども自身が居場所と感じることができる場所になっているか、子どもの思いと居場所づくりとの間に乖離はないかなど、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら、進めていくことが重要です。

### (3) 子どもの意見の聴取・反映の取組

○(2)の考え方を踏まえると、区が今後の子どもの居場所づくりを考えていくに当たっては、何よりも、当事者である子どものニーズを明らかにすることが重要です。

○そこで区では、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」「子どもワークショップ」の取組を通じて、杉並区の子どもの「子どもの居場所」に対して感じている思いや意見を聴きました。

○それぞれの取組の実施概要は、以下のとおりです。

種別	概要
子どもアンケート	<p>(対象等) 0歳～18歳の子どものうち、各歳500人を住民基本台帳から無作為抽出してアンケート用紙を郵送し、郵送又はインターネットにより回収。(0歳～6歳は保護者を対象、小学校1～6年生は子ども及び保護者を対象、中学生及び高校生世代は子どもを対象に実施)</p> <p>(実施期間) 令和6年(2024年)2月9日(調査票発送)～2月29日</p> <p>(主な質問) ・家や学校以外に、「ここに居たい」と感じる居場所や好きな場所がありますか。そこはどのような場所ですか。 ・なぜその場所が「ここに居たい」と感じる居場所や好きな場所だと思いますか。 など</p>
子どもヒアリング	<p>(対象等) 目的や対象、年齢等の異なる居場所18か所を区職員(児童指導員)が訪問し、幼児から高校生まで計266人から意見を聴取。</p> <p>(実施期間) 令和6年(2024年)2月17日～3月26日</p> <p>(主な質問) ・家や学校以外で良く行く場所や好きな場所はどこですか ・そこでどんなことをするのが好きですか、そこに行くのはなぜですか</p>
子どもワークショップ	<p>(対象等) 公募により集まった小学生(公募時4年生)から高校生まで45名が参加し、子どもの権利及び子どもの居場所をテーマにワークショップを実施。</p> <p>(実施期間) 令和6年(2024年)3月24日～7月28日(全6回開催)</p>

#### (4) 子どもの意見の聴取の結果

##### ①杉並区の子どもの居場所としている場所

○子どもの意見聴取の結果、杉並区の子どもは、以下のような場所や時間を居場所であると感じていることが分かりました。

【子どもアンケート】(年代別に示す居場所は、子どもアンケートで10%以上の選択があった項目のうち、回答割合が高い順に記載)

###### 乳幼児

- ・自然の中で遊べる場所（公園やプレーパークなど）
- ・祖父母や親戚の家
- ・児童館や子ども・子育てプラザ
- ・図書館
- ・友達の家
- ・塾や習い事などの場所
- ・運動やスポーツができる場所（運動場や体育館など）
- ・民間施設のキッズスペースや親子カフェなど親子来店を目的としたお店
- ・幼稚園・保育園等の開放スペースやイベント

###### 小学生

- ・祖父母や親戚の家
- ・自然の中で遊べる場所（公園やプレーパークなど）
- ・塾や習い事などの場所
- ・友達の家
- ・運動やスポーツができる場所（運動場や体育館など）
- ・図書館
- ・学童クラブ
- ・児童館、ゆう杉並、子ども・子育てプラザ
- ・学校の授業やクラス以外の場所（図書室、保健室、クラブ活動など）
- ・オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）

###### 中・高校生

- ・祖父母や親戚の家
- ・学校の授業やクラス以外の場所（図書室、保健室、部活、クラブ活動など）
- ・オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）
- ・運動やスポーツができる場所（運動場や体育館など）
- ・友達の家
- ・自然の中で遊べる場所（公園やプレーパークなど）
- ・ファストフードやカラオケボックスなどのお店
- ・塾や習い事などの場所
- ・図書館

### 【子どもヒアリング、子どもワークショップ】

公園	塾や習い事	友達の家	運動場	体育館
図書館	学童クラブ	児童館	ゆう杉並	子ども・子育てプラザ
学校の図書室	部活動	SNS	放課後等居場所事業	
放課後子ども教室	ファストフード店	カラオケボックス		
コミュニティふらっと	子ども食堂	放課後等デイサービス	など	

### 結果から見えてきたこと

- 子どもが居場所だと感じるところは、子どもの成長段階や、個性、置かれた状況等に  
応じて実に様々であることを改めて確認することができました。
- 今後、地域には、子どもがその成長段階や置かれた状況等に応じて、選択可能な多様  
な居場所を出来る限り用意していくことが必要です。
- また、子ども専用の施設（児童館、ゆう杉並、放課後等居場所事業、学童クラブ、子  
ども・子育てプラザなど）が子どもの居場所となっていることが再確認できたほか、  
公園、集会施設、図書館及びスポーツ施設などの多世代の区民を対象とする施設（以  
下「一般区民施設」という。）も子どもの居場所としての機能・役割を果たしている  
ことを確認することができました。
- 今後は、子ども専用の施設だけではなく、既存の地域資源である一般区民施設を、可  
能な範囲において、子ども視点から見直し、子どもの居場所として充実を図っていく  
ことが必要です。
- また、塾や習い事の間や、ファストフード店、カラオケボックスなど、民間活動の場  
所も、子どもが自分らしく居られる居場所の一つとなり得ていることを確認するこ  
とができました。
- こうした場所を区の直接の取組対象とすることは困難ですが、子どもの居場所にな  
り得ている民間活動に携わる者に対しても、子どもの居場所に求められる基本的な  
事項を遵守してもらえよう、周知に努めていく必要があります。

## ②杉並区の子どもが居場所に求めること

○子どもの意見聴取の結果、杉並区の子どもは、以下の要素を子どもの居場所に求めていることがわかりました。

【子どもアンケートの結果】(年代別に示す要素は、回答割合が高い順に7項目を記載)

### 乳幼児

- 好きなこと、やりたいことをして過ごすことができる
- スポーツや外遊びなど、体を思い切り動かすことができる
- ありのままにいられる
- のんびりできる
- いつでも行きたい時に行ける
- 友達と一緒に過ごせる
- 新しいことにチャレンジしたり、知らないことを学ぶことができる

### 小学生

- 好きなこと、やりたいことをして過ごせる
- 友達と一緒に過ごせる
- スポーツや外遊びなど、体を思い切り動かすことができる
- いつでも行きたい時に行ける
- 知らないことを学べたり、新しいことにチャレンジできる
- 自分が自分らしく、ありたい自分でいられる
- 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる

### 中・高校生

- 好きなこと、やりたいことをして過ごせる
- 友達と一緒に過ごせる
- いつでも行きたい時に行ける
- 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
- 自分が自分らしく、ありたい自分でいられる
- スポーツや外遊びなど、体を思い切り動かすことができる
- 無料または安価で過ごせる

### 【子どもヒアリング、子どもワークショップの結果】

好きなことができる やりたいことができる 友達と一緒にいられる  
一人でいられる 何もせずのんびりできる スポーツができる 外遊びができる  
行きたい時に行ける 知らないことを学べる 新しいことにチャレンジできる  
ありたい自分でいられる いろんな人と出会える  
相談にのってもらえるおとながいる 遊んでくれるおとながいる  
支援してくれるおとながいる 無料で過ごせる 楽しいことができる  
勉強ができる 本が読める 遊べる おもちゃがある 居心地がいい  
自由にできる うるさいおとながいない わくわくできる  
携帯ゲームができる 動物とふれあえる ごはんが食べられる など

### 結果から見えてきたこと

- 子どもアンケートの結果からは、居場所に求める要素の中でも「好きなこと、やりたいことをして過ごせる」「いつでも行きたい時に行ける」は、どの年代も上位に選んでおり、区が今後の居場所づくりを検討する上で考慮すべき重要な要素といえることができます。
- また、「自分が自分らしく、ありたい自分でいられる」「何もせずのんびりできる」などの要素は、その前提として、居場所が子どもにとって安全・安心であることや、居場所において子どもの権利保障が図られていることが重要です。
- こうした、居場所が安全・安心であることや子どもの権利保障が図られていることは、行政が用意する居場所か民間活動による居場所かに関わらず、子どもの居場所になり得ている場所であればどのような居場所においても、備えておくべき要素であるといえることができます。
- また、子どもヒアリングや子どもワークショップを通じて確認できた子どもが居場所に求める要素は多岐にわたり、また、求める要素の中には「一人でいられる」「いろんな人と出会える」のように相互に矛盾する要素もあるなど、すべての要素を一つの居場所で満たすことは困難です。
- 加えて、子どもワークショップでは、子どもの居場所となり得る施設や事業は、子どもが利用しやすいように、可能な限り、無料にしてほしいとの意見も多く寄せられました。
- そのため、様々な要素を持つ居場所を地域にできるだけ用意するほか、子どもが利用しやすい環境を可能な限り整え、子ども自身が居場所を選択できるようにしていくことが重要であると言えます。
- また、子どもアンケートでは、小学生の約4分の1、中・高校生世代の約3分の1が「家や学校以外に居場所や好きな場所がない」と答えており、そのうち小学生の約3分の1、中・高校生世代の約4分の1が、その理由として「居場所がほしいと思

うが、そのような場所がないから」を挙げています。

○こうしたことを踏まえると、居場所は欲しいものの居場所がないと感じている子どもが居場所につながるができる状況をつくっていくことが重要です。

### ③その他、意見の聴取の結果

#### 子どもアンケートの結果

○子どもアンケートの結果は、資料編2を参照

○区内の子どもの居場所に求める意見や、区の子どもの居場所づくりに対する自由意見の内容は、子どもの居場所に関する関係所管と共有し、第3章の「今後の取組の方向性」に反映しました。

#### 子どもヒアリングの結果

○子どもヒアリングの結果は、資料編3を参照

○子どもヒアリングは、児童館や学童クラブのほか、個別のニーズに応じた居場所である放課後等デイサービス、さざんかステップアップ教室、子どもの学習支援・居場所事業、子ども日本語教室など、目的や対象、年齢等の異なる18か所で実施しました。

○ここで貰った意見については、第3章の「今後の取組の方向性」に反映しています。

#### 子どもワークショップの結果

○子どもワークショップの開催概要は、資料編4を参照

○「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に盛り込むことを考えている取組のたたき台について、ワークショップ参加の子どもに示し、意見を貰いました。

○ここで貰った意見については、第3章の「今後の取組の方向性」に反映しています。

## (5) 子どもの居場所実施者や地域住民の意見の聴取

- 基本方針の策定に当たっては、子どもの居場所実施者アンケートや、児童館再編の取組を行った地域において、子どもの居場所づくりに関する地域意見交換会も実施し、聴取した意見は、基本方針を検討する上での参考としました。
- 居場所実施者アンケート及び子どもの居場所づくりに関する地域意見交換会の実施概要は、以下のとおりです。

種別	概要
居場所実施者アンケート (結果(一部抜粋) は、資料編5を参照)	(対象等) 区の施設や事業だけでなく、民間(地域)の活動も含め、子どもの居場所を実施する現場へアンケート依頼文を郵送し、インターネットにより回答。 (実施期間) 令和5年(2023年)12月13日~12月25日 (主な質問)・子どもに関わる際に、大切にされていること ・居場所(事業)を運営する中で抱えている課題 ・運営をされている居場所(事業)以外で、杉並区に必要だと考える居場所 ・区が行う今後の「子どもの居場所づくり」への意見 など
子どもの居場所づくりに関する地域意見交換会 (結果(一部抜粋) は、資料編6を参照)	(対象等) 児童館再編を行った4つの地域に在住する、18歳以上の方を対象に、全4回実施。 (実施期間) 令和6年(2024年)3月16日~3月21日 (テーマ)・児童館再編の取組について地域の視点から感じたこと ・今後どのような子どもの居場所づくりが必要と考えるか

### 3. 子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること

---

- 子どもの意見聴取の結果から見えてくるように、行政主導による居場所か、民間主導による居場所かに関わらず、子どもの居場所において、子どもが安全・安心に過ごせることや、子どもの権利保障が図られていることは、何よりも重要なことです。
- こうしたことから、杉並区では、子どもが居場所だと感じる様々な場所や事業において、子どもの権利保障が図られるよう、子どもの居場所に関係するすべての大人が留意すべき視点を次のとおり整理し、定めます。

- 子どもの心身の安全が確保され、安心して過ごすことができる場とすること。
- 子どもの思い、考え、意見を尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを考えること。
- 子どもの品位を傷つけたり、身体的暴力、心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長や発達を支えること。
- 子どもは権利の主体であり、意見を聴かれる権利など子どもの権利について関心と理解を深めること。

- 区では、区内の様々な子どもの居場所で、この留意すべき視点が守られるよう、第4章の2に定める取組を講じることで、子どもの権利についての普及啓発を行います。

## 第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

### 1. 取組の対象とする居場所の範囲

- 第3章及び第4章において、区が取組の対象とする居場所の範囲は、児童館及び児童館再編の取組による居場所だけに限らず、家や学校以外の区が整備する様々な居場所、いわゆる「サードプレイス」(区が補助等を行っている民間活動を含む)を対象とします。
- なお、学校(教育活動部分)や保育園・子供園は、サードプレイスには該当しませんが、これらの施設は、一日の大半を過ごす場所として、子どもにとって大切な居場所の一つであることから、引き続き、子どもが安全・安心に過ごせる環境を確保していきます。
- また、子ども食堂等の民間主導で進められている子どもの居場所については、第4章の中で今後の区の関わり方等に関し、区の間考え方を整理します。

- 子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
  - 児童館、放課後等居場所事業、放課後子ども教室、校庭開放(遊びと憩いの場事業)、学童クラブ、ゆう杉並、子ども・子育てプラザ、子どもの学習支援・居場所事業、さざんかステップアップ教室、子ども日本語教室、子どもプレーパーク、中学校部活動
- 子どもが利用する一般区民施設・事業
  - 公園、図書館、スポーツ施設、地域区民センター、区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと
- 民間活動で区が補助等を行っている子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
  - つどいの広場、放課後等デイサービス

## 2. 子どもの居場所づくりの理念

---

○子どもの意見聴取の結果から見えてきたことや、子どもを取り巻く環境の変化に伴い子どもの居場所の充実が求められている現状などを踏まえ、杉並区は今後、次の理念を掲げ、子どもの居場所づくりを推進していきます。

### (1) 子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します

- 子どもの意見聴取では、子どもが居場所と感じるところは、子どもの個性や成長段階、置かれた状況等に応じて様々であることを改めて確認することができたほか、居場所が欲しいものの、居場所がないと感じている子どもの存在も明らかとなりました。
- こうしたこと等から、どこにも居場所がない子どもが生じないように、また、様々なニーズや特性を持つ子どもが成長段階等に応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します。

### (2) 子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映します

- 子どもが居場所と感じる場所を整備・運営するには、子どもとともに居場所づくりを行っていくことが必要不可欠です。
- こうしたことから、新たに子どもの居場所を整備する際はもちろんのこと、子どもの居場所となり得ている施設等を運営するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの意見を聴き、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映していきます。

### (3) 子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します

- 様々な遊びや体験活動等の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援するとともに、子どもが抱えている課題等を早期発見し、適切な支援につないでいきます。
- また、子どもの居場所になり得ている施設や事業においては、居場所に関わる職員や大人が子どもの権利を理解し、子どもの権利が守られる環境を整えていきます。

### 3. 子どもの居場所づくりを行う上での基本的な視点

---

○子どもの居場所づくりの理念に沿って、次に掲げる基本的な視点を柱とし、具体的な取組を進めていきます。

#### **視点1** 子どもの成長過程に応じた居場所づくりを進めます

○すべての子どもを対象にした居場所として、児童館について、新たな機能を付加するなど、子どもの居場所としての役割を強化していきます。また、乳幼児、小学生、中・高校生世代といった各々の成長過程に応じた居場所づくりを進めていきます。

○なお、小学生の居場所の充実にあたっては、学校が多くの子どもにとって大切な居場所の一つとなっていることなどを踏まえ、地域にある最大の公共財でもある学校施設のより一層の活用を進めます。

#### **視点2** 子どもの居場所となっている一般区民施設を子どもの視点から見直します

○公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの一般区民施設も、多くの子どもにとって大切な居場所の一つとなっています。

○これらの施設について、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

#### **視点3** 個別のニーズに応じた居場所づくりを進めます

○視点1による取組に加えて、障害のある子どもを対象とする居場所や不登校の状態にある子どもを対象とする居場所など、個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりにも取り組んでいきます。

#### **視点4** 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進します

○地域の中で育つ子どもにとって、地域とのつながりや地域コミュニティの存在はとても大切です。子どものために地域で活躍する多様な担い手と連携・協働して、地域の中に子どもの居場所が増えていくよう環境づくりを進めます。



## 4. 今後の取組の方向性

### (1) 子どもの成長過程に応じた居場所づくり

#### ① すべての子どもの対象にした居場所

#### 児童館

##### 現状

##### (施設(事業)概要)

名称	概要	数
児童館	〇〇歳から 18 歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき設置している児童厚生施設です。 〇現在の児童館が果たしている主な機能・役割は、以下のとおりです。 ➤ 子どもの安全・安心な居場所の提供 ➤ 遊びを通じた子どもの健全育成・成長支援 ➤ 子どもの参画による活動の推進 ➤ 困難を抱える子どもや家庭への支援 ➤ 子育て支援 ➤ 子ども・子育てを支えるネットワークづくり	25

令和6年(2024年)4月1日現在

##### (児童館の再編整備の検証結果) 再掲

〇児童館の基本的な機能・役割は、中・高校生の居場所機能を除き、放課後等居場所事業などの居場所で概ね引き継がれていることが確認できた一方、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があることや、児童館ならではの特性として、以下の点があることが明らかとなりました。

##### 【検証で明らかとなった児童館ならではの特性】

- ・常態として、子ども自身が自ら居心地の良いスペースを選んで、複数の部屋を利用することができる。
- ・おやつなどの持ち込みができる。また、一部の児童館では自分の玩具(持ち込める玩具に制限あり)を持ち込んで遊ぶことができる。
- ・SSW(スクールソーシャルワーカー)等と連携して、不登校の子どもたちの活動場所として活用しやすい。
- ・複数の部屋(図書室、音楽室、遊戯室など)を同時に活用できる。
- ・同年代(小学生同士など)だけではなく、日常的に年代の違う子ども(乳幼児や中・高校生など)と出会うことができる。
- ・館内学童クラブがある児童館においては、常態として学童クラブ在籍児童と一

- 般来館児童と一緒に過ごすことができる。
- ・夜間の行事や施設に宿泊する行事が実施できる。

### (児童館を取り巻く状況)

- 区では、児童館内で実施している学童クラブについて、学校内又は学校近接地に整備する取組を進めてきました。行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、こうした取組を進めていきますが、小学校の児童数は現在まで増加傾向にあることから、待機児童が多く発生している地域では、現状の学校内に学童クラブを整備するスペースを見出すことは、当面、困難な状況となっています。
- 杉並区における不登校者数は、この10年間で大きく増加しており(P26 図1)、学校になじめない子どもも同様に増加していることが見込まれる中、こうした状態にある子どもの居場所として、学校だけでなく、多様な居場所を確保していくことが求められています。
- 要保護児童数がこの10年間で大きく増加している(P26 図2)中、児童館・学童クラブが子ども家庭支援センターにつないだ件数も大きく増加しており(P27 図3)、遊びなどの活動を通じて子どもの課題を早期に発見し、関係機関につなぐ役割の重要性が増しています。

### (児童館を取り巻く状況(国の動き))

- 国の「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会」が取りまとめた「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性(令和5年(2023年)3月)」においては、「児童館は唯一こどもが自ら選んでいくことができる児童福祉施設であることから、こどもが有する権利を保障する施設」であることなどが確認されたほか、児童館が今後機能を強化すべき視点として、以下の点が挙げられました。

#### ① こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化

- 中・高校生世代に向けた支援として、SNS等を活用した相談支援、交流の場の提供や、ネットワーク環境の整備、開館時間の柔軟化
- 障害のあるこどもなど、多様なこどもたちが過ごすことができるインクルーシブな環境づくり
- こどもの意見を反映する取組の深化
- 民間有志によるこどもの居場所に対して施設設備を貸し出すほか、地域のこどもの居場所づくりの拠点となること など

#### ② ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化

- 福祉的課題に対応するためのソーシャルワーク機能の強化
- ソーシャルワーク機能を実効的なものとするための福祉系専門職の配置 など

### (こどもの居場所づくりに関する指針(国の動き))

○国は、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国の考え方を整理した「こどもの居場所づくりに関する指針」を令和5年(2023年)12月に策定しました。

○指針では、こどもの居場所づくりの基本的な視点が以下のとおり示されているほか、各自治体に対し、こどもの居場所づくりの取組を推進していくことを求めています。

＜こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点＞

- ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～
- ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる～
- ③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

＜4つの基本的な視点に共通する事項＞

- ・こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ・こどもの権利の擁護
- ・官民の連携・協働

## 今後の具体的な取組の方向性

### (基本的な考え方)

○区では、以下の点を総合的に踏まえ、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在の児童館が果たしている機能・役割を強化し、存置又は整備していくこととします。

- 児童館再編の検証結果では、児童館には、学校内の居場所等には見られない「児童館ならではの特性」があることが確認できたほか、今回行ったアンケートやワークショップなど子どもの意見を聴く取組では、様々な年代の子どもから児童館をもっと使いやすくしてほしいなどの意見が寄せられた。
- 区では現在、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指して検討を進めており、今後区で、子どもの権利保障の取組を推進していくに当たっては、子どもが自分らしく安心して過ごせる居場所、子どもが自分の意思で自由に行くことができる居場所が必要となっている。
- 不登校者数が増加傾向にあり、学校になじめない子どもも同様に増加していることが見込まれる中、子どもの意思でいつでも自由に出入りすることができる学校外の居場所であり、かつ、子ども対応のノウハウを有する児童指導の職員がいる児童館は、こうした状況にある子どもの居場所として重要である。
- 要保護児童等の数が大きく増加する中、子どもに寄り添い、遊びなどの活動を通じて子どもが抱える課題を早期に発見し、その課題解決のために関係機関につなぐなど、子どもの居場所における福祉的課題への対応力をより一層強化していく必要がある。
- 小学校の児童数の増加傾向により、改築の機会を除き、当面、小学校内への学童クラブの整備は困難な状況となっている。

### (機能強化の視点)

○存置又は整備していく児童館では、現在の児童館が果たしている機能・役割を基礎としながら、主に以下のような機能を強化し、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。

- 福祉的課題への対応力の強化
- 子どもの参画（子どもが意見を述べる場の提供）の充実
- 担当地域内の子どもの居場所のネットワークづくり
- 多様な担い手による子どもの居場所づくり、居場所の運営への支援

○また、国が定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」では、災害時における子どもの居場所づくりも今後の重要な取組の一つとされていることから、これまでの応急育成や施設の早期復旧といった取組に加え、災害時に子どもの遊びの機会等を確保するために児童館が果たすべき役割についても改めて整理し、充実を図っていく

ます。

- こうした児童館で強化する機能等の詳細や、これに対応するための職員体制については、引き続き、児童青少年課を中心に検討を行い、令和9年度（2027年度）までに順次、機能の強化を図ります。

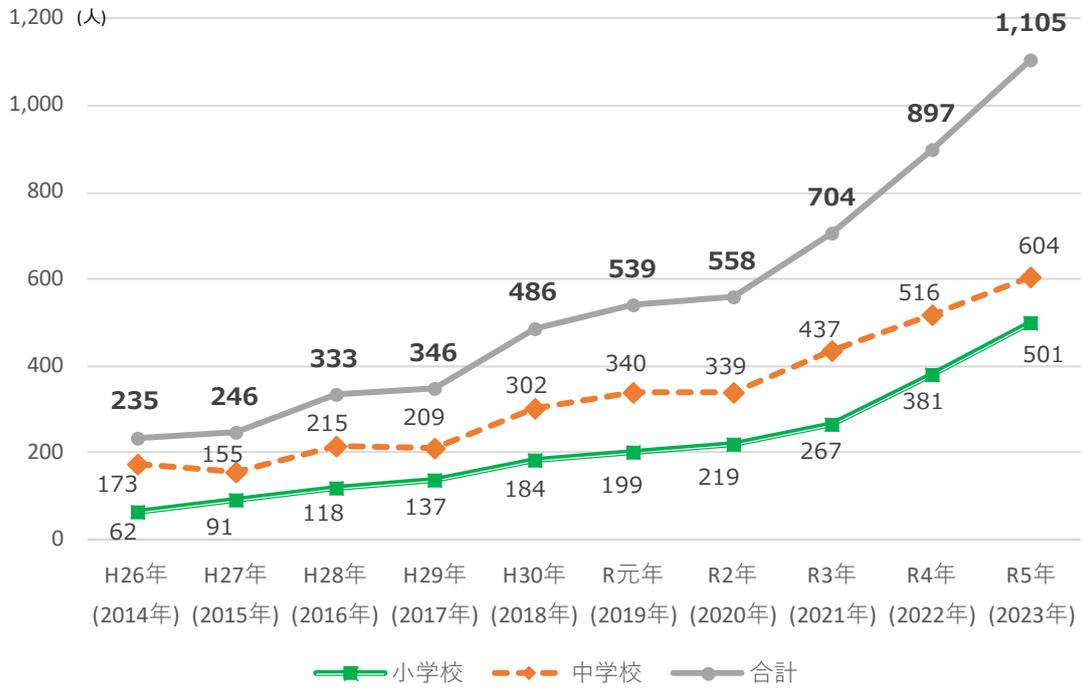
#### **（児童館の配置の考え方）**

- 子どもが歩いていける距離（毎分60mで徒歩15分程度で移動できる距離（およそ900m））を勘案し、中学校の各学区に1所整備していくことを目指します。
- 現時点において、一の中学校区に複数の児童館が存する地域では、既存の児童館が子どもの居場所の貴重な一翼を担っていることを勘案し、すべての児童館を存置します。
- 現時点において、中学校区に児童館が存しない地域（東田中学校区、東原中学校区、荻窪中学校区、向陽中学校区、大宮中学校区、和泉中学校区、高円寺中学校区の7中学校区）では、今後、学校や他の区立施設の改築等がある際に、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備について検討を行うこととし、新たに児童館が整備されるまでの間は、後述する集会施設やスポーツ施設、図書館などの既存の地域資源を活用した子どもの居場所の充実を図ることで対応します。

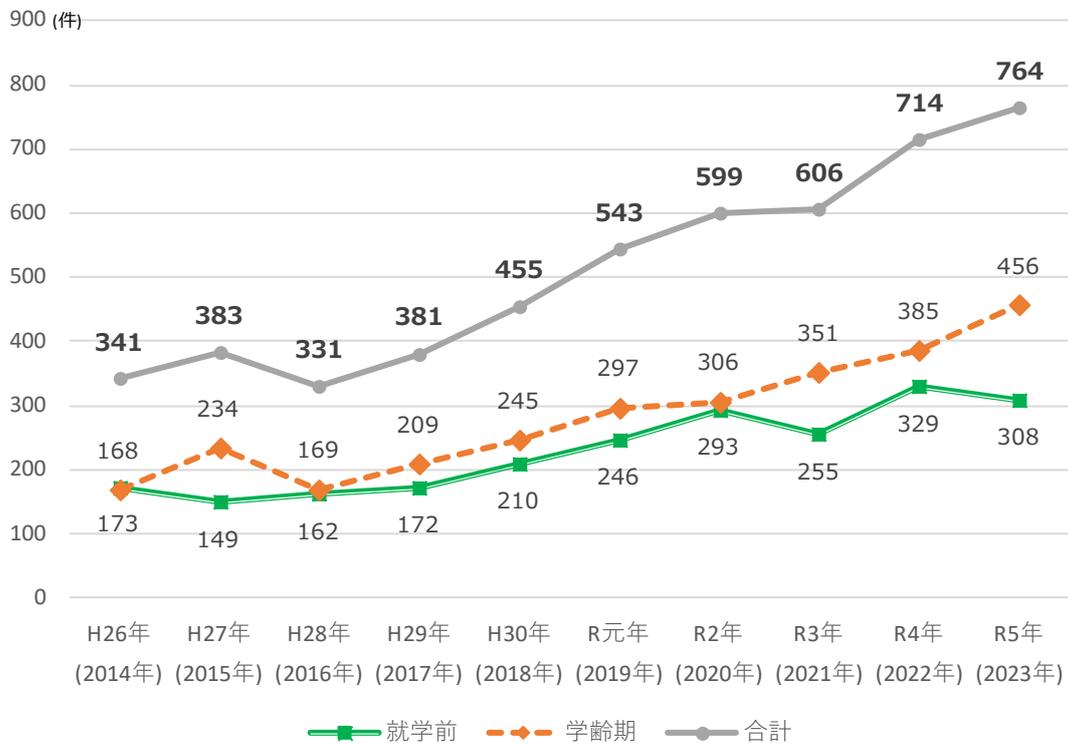
#### **（中・高校生機能優先館の整備）**

- 児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ります。
- 中・高校生機能優先館は、地域バランスに配慮しながら、原則として、複数の児童館が存する中学校区を対象に配置することとし、中・高校生機能優先館とする児童館は今後、決定していきます。なお、方南和泉地域においては、複数の児童館が存する中学校区がないことから、向陽中学校区域に今後整備を検討する児童館を中・高校生機能優先館に位置付けることを考えます。
- 中・高校生機能優先館では、開館時間の延長や、中・高校生のニーズを踏まえた諸室の整備（楽器練習室、ダンス練習ができる多目的室、自習スペースなど）、中・高校生の運営への参画などを想定していますが、今後、中・高校生機能優先館とする児童館を選定した上で、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行していきます。

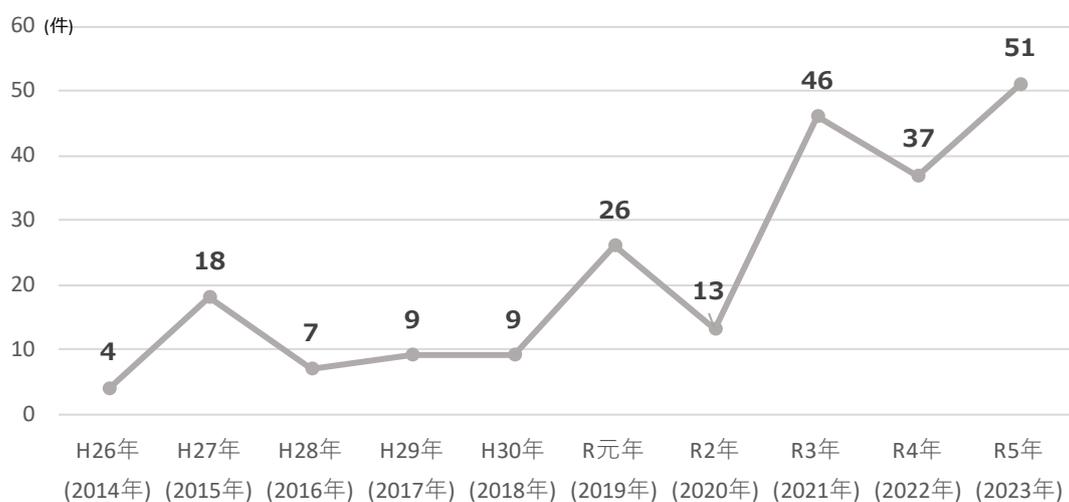
(図1) 区立小学校及び区立中学校における不登校者数の推移



(図2) 要保護児童 新規支援件数の推移



(図3) 児童館・学童クラブを経由しての要保護児童相談新規受理件数の推移



# 取組の概略図（児童館）

## 現状



## 今後



## ② 小学生の居場所

### 現状

#### (施設(事業)概要)

名称	概要	数
放課後等居場所事業	○放課後に区立小学校を使用して実施する小学生を対象とした居場所で、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動を行う事業です。区が実施主体となり、平日と土曜日(祝日除く)に通年で実施しています。	17校
放課後こども教室	○放課後に区立小学校を使用して実施する地域の子どもを対象とした、学習や様々な体験・交流活動等を行う事業です。地域団体が実施主体となり、実施頻度は学校により異なります。	13校
校庭開放(遊びと憩いの場事業)	○小学校の校庭を公園に代わる遊び場として位置づけ、幼児や児童がのびのびと遊ぶことができる場として開放指導員を配置し開放する事業です。	23校
学童クラブ	○保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした放課後の遊びと生活の場を提供する事業です。	51

令和6年(2024年)4月1日現在

#### (児童館の再編整備の検証結果)

- 放課後等居場所事業は、利用児童数も多く、利用児童や保護者の満足度が高い水準にあるなど肯定的に受け止められている一方、校庭や体育館の利用時間の充実や、拠点となる部屋の充実、諸室の更なる活用などが課題となっています。
- 学童クラブの設置場所に関して、多くの保護者が校内(又は隣接地)設置を望ましいと考えていることが確認できた一方、放課後等居場所事業と同じく、校庭や体育館の利用時間の充実などが課題となっています。また、学童クラブ需要の増加に伴う1クラブあたりの人数規模の大規模化も運営面での課題となっています。

#### (こどもの居場所づくりに関する指針(国の動き))

##### 再掲(P23)

#### (学校施設の活用)

- 区では、学校施設を活用した子どもの居場所の充実を図っており、国が令和5年(2023年)12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」においても、学校は、子どもにとって大切な居場所の一つであると位置づけられています。

○今後も、学校施設を子どもの居場所や地域住民の活動の場として、学校が使用していない時間帯のスペースをより一層活用していくことが求められています。

### (学童クラブのニーズ)

- 小学校児童数の増加等に伴い、学童クラブのニーズは年々増加の一途をたどっており、待機児童対策が喫緊の課題となっています（P33・34、図4～6）。
- 一方で、既存の児童館内学童クラブはこの間、受入枠の拡大を図ってきましたが、今以上の拡大が困難な状況となっています。
- 加えて、児童館を取り巻く状況（P22）でも述べたとおり、引き続き、学童クラブは小学校内等に整備していきますが、待機児童が多く発生している地域では、小学校の児童数も増加しています。そのため、改築の機会を除き、現状の小学校内に学童クラブを整備することは難しく、小学校近接地にも学童クラブ転用に適したスペースを見出すことが困難な状況となっており、新たな待機児童解消に向けた取組が必要となっています。

### (小学校始業前の朝の居場所のニーズ)

- 共働き家庭の増加等により、子どもの登校前に保護者が家を留守にする家庭が増加しており、小学校始業前の朝の居場所のニーズが高まっています。
- 朝に留守番をし、家に鍵をかけて一人で登校をするということについては、1年生などの保護者にとって安全面での心配があることから、子どもの成長を支えるための取組として朝の時間帯のケアも考えていく必要があります。

## 今後の具体的な取組の方向性

### (基本的な考え方)

- 児童館再編の検証結果では、学校内で実施している放課後等居場所事業は、一定の課題はありつつも、満足度が高く肯定的に受け止められていることが確認できたことに加え、区には、今後も、地域にある最大の公共財でもある学校施設を子どもの居場所や地域住民の活動の場としてより一層活用していくことが求められている状況です。
- 子どもの意見聴取においても、「学校内の居場所だと放課後そのまま遊びに行けるので安心」「もっと校庭や体育館で自由に遊びたい」「やってない学校でも早くやってほしい」といった意見がありました。
- こうしたことから、引き続き、学校施設を有効活用する視点に重点をおき、小学生の居場所の充実を図っていきます。

○また学童クラブについては、これまでの量的な整備のほか、待機児童の受け皿となる小学生の居場所を充実させる取組を進めていきます。

○加えて、小学校始業前の朝の居場所に対するニーズについては区長部局と教育委員会事務局が連携しながら今後の対応を検討していくこととするほか、学校以外の施設である子ども・子育てプラザを活用した小学生の居場所の充実も図っていきます。

### ① 放課後等居場所事業

#### **【放課後等居場所事業の全校実施に向けた拡充】**

○小学生にとって身近な学校施設が小学生の安全・安心な居場所となるよう、今後は、令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校に段階的に拡充していきます。

#### **【放課後等居場所事業の充実】**

○学校及び教育委員会事務局と調整を図りながら、令和9年度(2027年度)の全校実施に合わせて、校庭・体育館の利用時間の充実や、諸室の利用拡大、おやつの提供などを行い、放課後等居場所事業の充実を図ります。

### ② 放課後子ども教室

#### **【放課後等居場所事業との連携の推進】**

○いくつかの区立小学校では、放課後に学校を活用して地域の方々が主体となって、子どもたちに学習やスポーツ、体験交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施しています。放課後子ども教室と放課後等居場所事業の両方を実施している学校では、相互に連携して子どもたちの放課後の活動がより充実したものになるよう運営していますが、放課後等居場所事業の全校実施にあたっては、十分な連携・協働のもと、子どもたちにとってより良い放課後の居場所づくりに取り組んでいきます。

### ③ 校庭開放(遊びと憩いの場事業)

#### **【日曜日・祝日の校庭の開放】**

○これまで、遊びと憩いの場については放課後等居場所事業が実施された際は原則として実施を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもが自由に校庭でボール遊びができる場として存続を求める声が多くあることも踏まえ、今後は放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続していくこととします。なお、現時点において、遊びと憩いの場事業を実施していない学校については、学校や地域の実情を踏まえながら、実施方法について検討していきます。

#### ④ 学童クラブ

##### 【学童クラブの小学校内又は小学校近接地への整備】

○小学校の児童数の増加に伴い、当面、新たな整備は難しい状況にありますが、行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への整備を検討していきます。

##### 【放課後等居場所事業の充実・全校実施に伴う利用対象の見直し】

○放課後等居場所事業の全校実施や事業の充実により、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校内に整うことから、学童クラブの利用対象を、令和9年度（2027年度）から、原則として、小学1年生から3年生まで（障害等により特別な支援を要する子どもは6年生まで）とします。

○なお、学童クラブと放課後等居場所事業の両事業の運営に当たっては、それぞれの事業を利用する子どもたちが交流できる時間やプログラムの充実を図るとともに、成長に応じて子どもの自立を支援していきます。

##### 【大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組】

○これまでは、人数に関わらず同一敷地の学童クラブは1の学童クラブとして運営してきましたが、学童クラブの大規模化による運営面での課題も踏まえ、150人程度を目安として、その人数規模を超える場合は2クラブ相当の職員配置をするなど、令和8年度（2026年度）から、運営面での充実を図っていきます。

#### ⑤ 小学生の朝の居場所

##### 【学校始業前の朝の居場所についての検討】

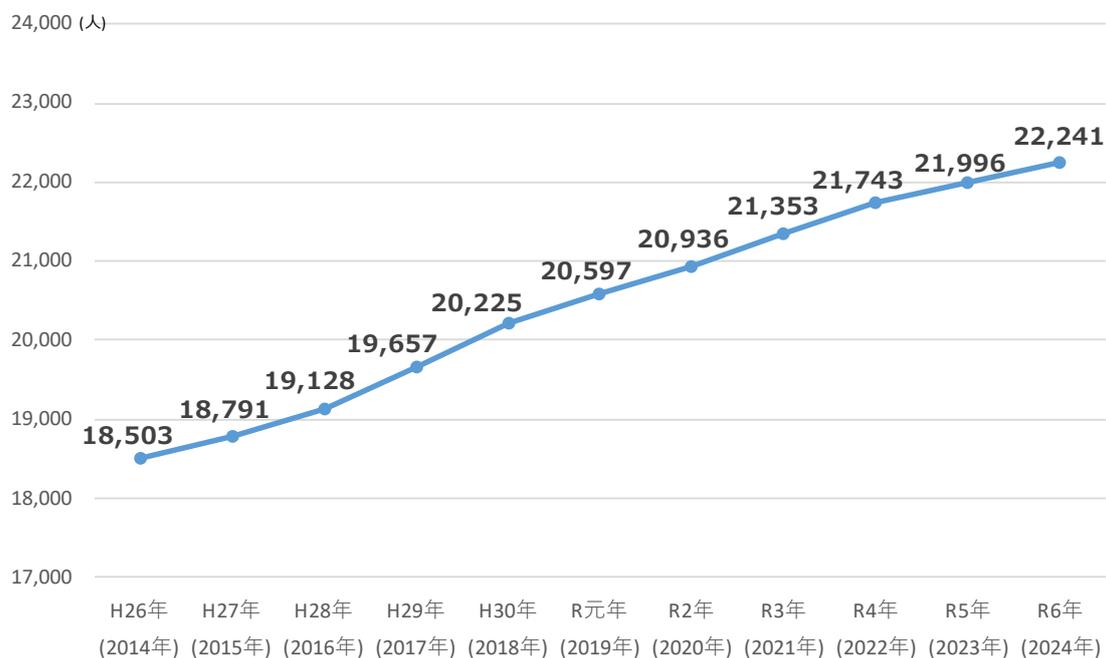
○朝の居場所のニーズに、今後どう応えていくことができるのかについては、すでにいくつかの小学校で行われている学校支援本部等の自主的な取組を参考に、区長部局と教育委員会事務局が連携しながら対応を検討していきます。

#### ⑥ 子ども・子育てプラザ

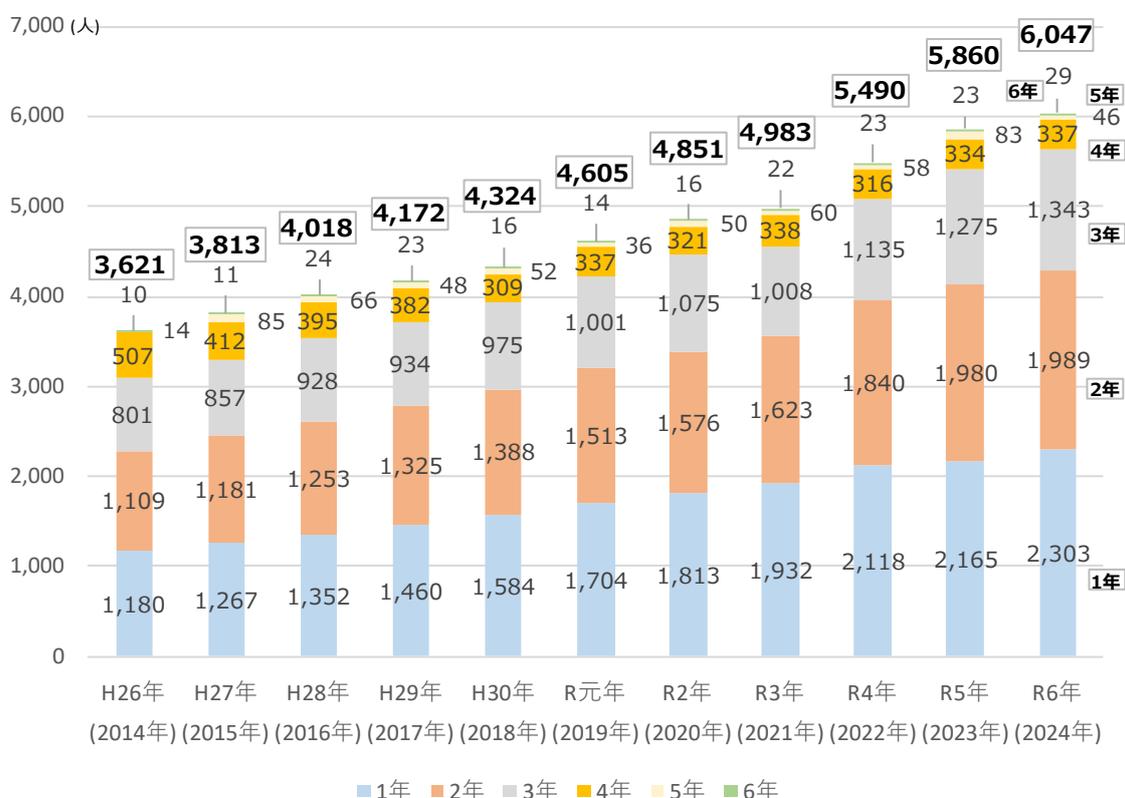
##### 【小学生タイムの拡充】

○現在、週1回、子ども・子育てプラザのプレイホールで実施している小学生タイムについて、当該施設や地域の実情に応じて、令和7年度（2025年度）から、使用できる日や時間帯の拡充を行います。

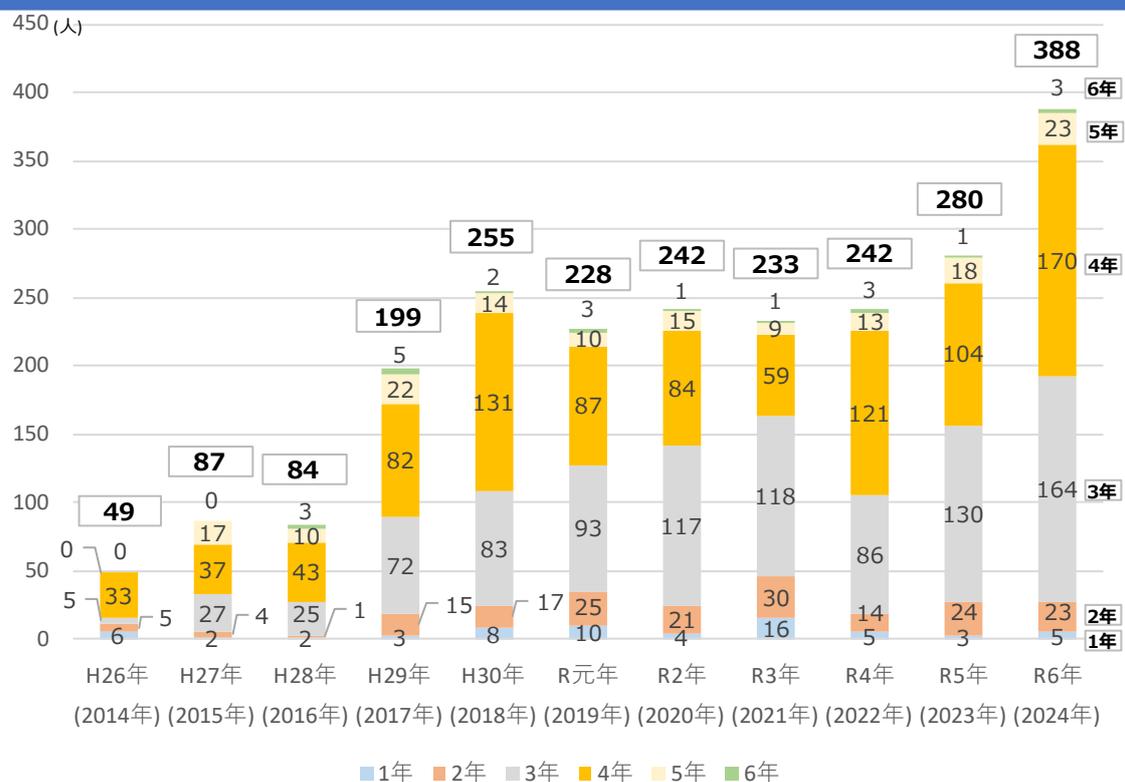
(図4) 区立小学校児童数の推移 (各年度4月7日)



(図5) 区立学童クラブ登録児童数(学年別)の推移(各年度4月1日)



(図6) 区立学童クラブ待機児童数(学年別)の推移(各年度4月1日)



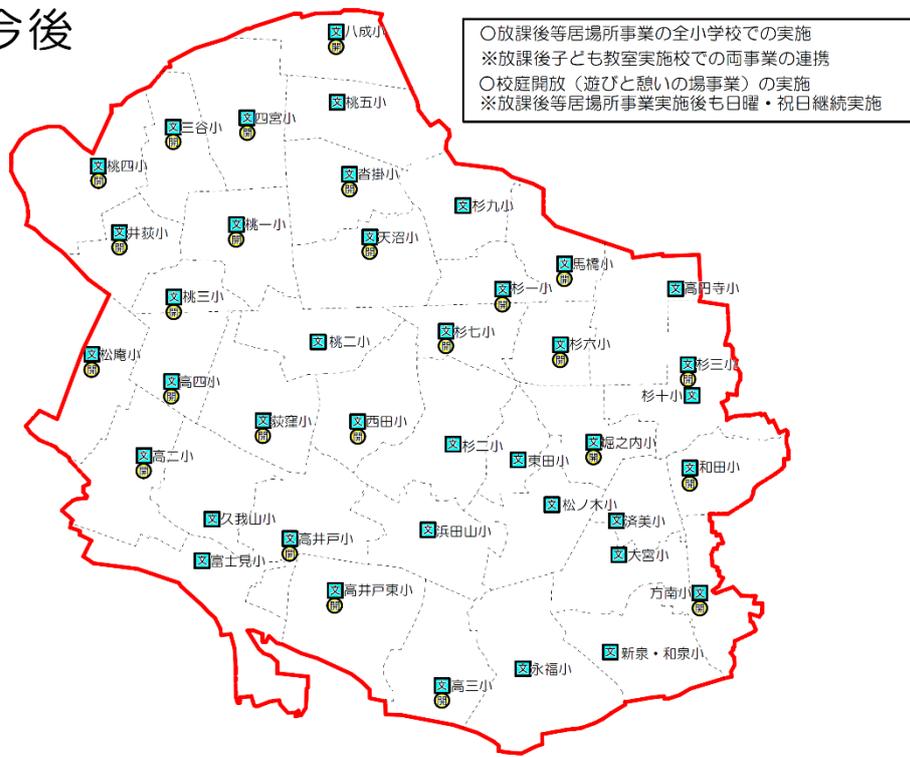
# 取組の概略図（小学生の居場所）

※放課後子ども教室、学童クラブ及び子ども・子育てプラザ除く

## 現状



## 今後





### ③ 中・高校生の居場所

#### 現状

##### (施設(事業)概要)

名称	概要	数
ゆう杉並	○児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき設置している児童厚生施設で、ゆう杉並は区内唯一の中・高校生向けの児童館として設置しています。	1
「コミュニティふらっと」での新たな中・高校生の居場所事業	○図書館との複合施設であるコミュニティふらっと永福のラウンジ等を活用して、中・高校生が気軽に集い、交流できる居場所です。ラウンジ内の優先利用スペースや多目的室等を無料で利用できる日時を設定しています。	1
中学校部活動	○生徒が自主的・自発的に参加するスポーツ・文化芸術活動です。異年齢との交流の中で、人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感等を高めたりする場となっています。	全区立 中学校

令和6年(2024年)4月1日現在

##### (児童館の再編整備の検証結果)

○児童館の再編整備の検証における中・高校生の新たな居場所づくりの取組については、児童館、ゆう杉並、中・高校生の新たな居場所づくりの取組の分析・評価を行いました。その結果、現状の児童館では中・高校生の居場所としての機能・役割は十分ではなく、ゆう杉並やコミュニティふらっと永福などの新たな中・高校生の居場所事業では、特定の地域やニーズに対しては中・高校生居場所としての機能・役割は果たしているものの、全区的なものとなり得ていないなど、それぞれの取組で課題を有していることが確認されました。

##### (児童館を取り巻く状況(国の動き))

再掲(P22)

##### (こどもの居場所づくりに関する指針(国の動き))

再掲(P23)

##### (中学校部活動を取り巻く状況)

○部活動は、全国的に少子化が進展し、一部の集団競技ではチームを編成することが困

難な活動があることや、休日の指導・大会引率などの活動を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で継続することが困難な状況にあります。

○スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年（2022年）12月に策定し、部活動の効率的・効果的な活動の在り方及び新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。

○区は、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を令和6年（2024年）5月に策定し、生徒が、生涯にわたりスポーツ等に親しむことのできる基礎を培うことや、多様な考え方もつ生徒間等での交流を通じて自身の主体性や社会性等を育むことができるように、部活動の地域との連携や地域クラブ活動への移行を推進し、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の場を確保することとしました。

## 今後の具体的な取組の方向性

### （基本的な考え方）

○児童館再編の検証結果では、現状の児童館、ゆう杉並、新たな中・高校生の居場所づくりの取組のそれぞれにおいて、課題を有していることが明らかとなりました。

○子どもの意見聴取では、ゆう杉並について、「どういったことができるのかもっと周知してほしい」「区内に1か所しかないので行きづらい」などの意見がありました。また、中・高校生の居場所に関して、「中・高校生の居場所として、ゆう杉並のような居場所が地域に欲しい」「中・高校生が優先して使えるスペースや時間帯があるなど、中・高校生が利用しやすい児童館がほしい」などの意見がありました。

○こうしたことを踏まえ、ゆう杉並の運営の充実を図るほか、児童館のうち7館を中・高校生機能優先館に位置付けることで、中・高校生の居場所機能の充実を図っていきます。

○また、子どもの意見聴取では、中学校部活動が子どもの居場所の一翼を担っていることが改めて確認できたことから、地域との連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組を推進します。

### ① ゆう杉並

#### 【区内唯一の中・高校生専用児童館としての機能強化】

○自主企画事業や、オフィシャル部活動、中・高校生運営委員会活動などの中・高校生が主体的に参画できる事業について、令和7年度（2025年度）から、より一層の充実を図っていきます。

○また、中・高校生機能優先児童館の整備にあわせて、ゆう杉並が培ってきた中・高

校生世代への適切な対応や活動支援、運営への参画等のノウハウを中・高校生機能優先児童館に共有し、必要な助言・サポートを行う役割を担っていきます。

## ② 児童館

### 【中・高校生機能優先児童館の整備】再掲（P25）

- 児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ります。
- 今後、中・高校生機能優先館とする児童館を選定した上で、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行していきます。

## ③ 「コミュニティふらっと」での新たな中・高校生の居場所事業

### 【コミュニティふらっと高円寺南での中・高校生優先利用スペースの整備】

- 令和7年（2025年）4月に開設予定のコミュニティふらっと高円寺南で、中・高校生世代が優先的にラウンジを使用できる時間帯を設けるとともに、予約せずに無料で多目的室や楽器練習室を使用できる曜日・時間を設けます。

## ④ 中学校部活動

### 【地域が主体となり指導等を行う部活動の実施】

- 区の会計年度任用職員として部活動の運営・管理等を行う部活動指導員等を引き続き配置していきます。
- 令和7年度（2025年度）から、複数校の生徒が1つの拠点に集う「拠点校方式による合同部活動」として、運動部活動の技術指導、大会の引率等を民間事業者に委託する形で、高円寺学園中学部、杉森中学校、高南中学校の3校で実施します。

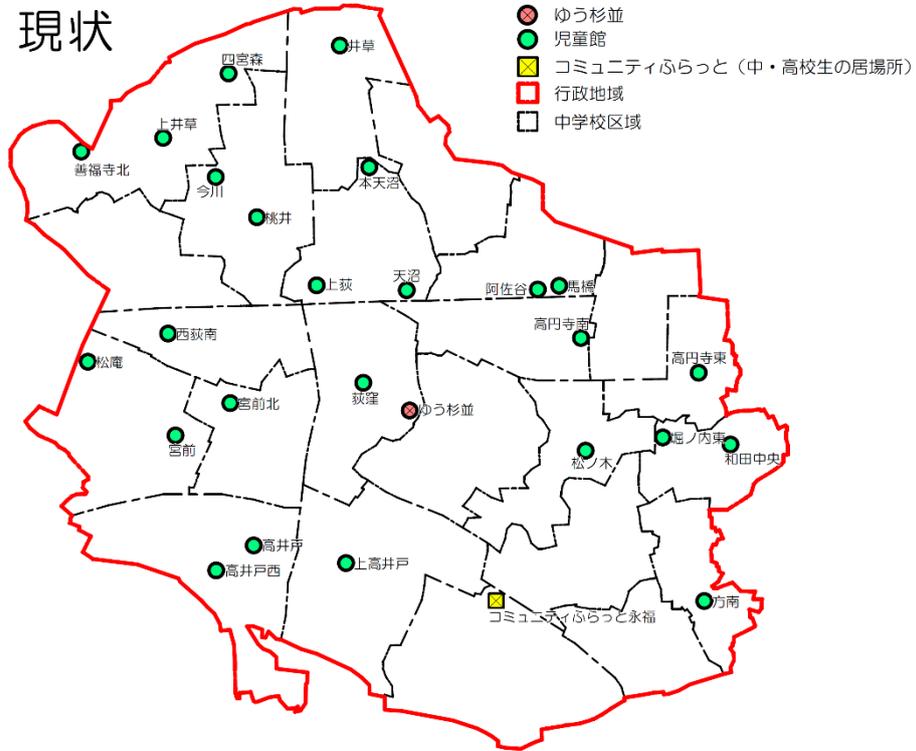
### 【地域クラブ活動の拡充に向けた取組の検討】

- 学校教育の一貫である部活動ではなく、社会教育として、地域の特性に合わせた様々な活動が展開され、生徒が、自らの志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術活動を選ぶことができるように、地域との連携を模索し、多様な地域クラブ活動の確保に向けた方策を検討します。

# 取組の概略図（中・高校生の居場所）

※部活動除く

## 現状



## 今後



## ④ 乳幼児の居場所

### 現状

#### (施設(事業)概要)

名称	概要	数
子ども・子育てプラザ	○子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う、地域の子育て支援拠点となる施設です。	7
ゆうキッズ事業(児童館)	○すべての児童館において、小学生の利用が少ない時間帯を中心に、ゆうキッズ事業(乳幼児親子向け事業)を展開しています。	25
つどいの広場	○乳幼児親子が気軽に集い、自由に過ごしながらか交流や情報交換、相談などができる居場所です。区内3か所のひととき保育に併設しています。	3
区立施設内の乳幼児室・乳幼児スペース	○乳幼児親子がほっとくつろげる居場所となる乳幼児室や乳幼児スペースを、区立施設内に設けています。 ・杉並区役所 ・杉並保健所 ・コミュニティふらっと東原 ・セシオン杉並 など	—

令和6年(2024年)4月1日現在

#### (児童館の再編整備の検証結果)

○子ども・子育てプラザは、利用する乳幼児親子数も多く、利用者満足度も非常に高い水準にあるなど、児童館が有する乳幼児親子の居場所機能を継承していると言える一方、保護者ニーズに合わせた情報提供の工夫などが課題となっています。

○また、子ども・子育てプラザは、乳幼児親子の居場所機能をより発展させるものとして、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業等)を行うこととしており、その充実を図ることが望まれています。

#### (はじめの100か月の育ちビジョン(国の動き))

○国は、令和5年(2023年)12月に閣議決定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」において、『「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であり、この時期からこどものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、「こどもまんなか社会」の実現へ社会は大きく前進する』としています。

○そして、「幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン」を掲げ、重要な視点として、以下の点を挙げています。

- 権利主体としての乳幼児の権利と尊厳を守ること
- 乳幼児期の安定した「アタッチメント（愛着）」を形成すること
- 乳幼児期の豊かな「遊びと体験」を保障すること
- 保護者の成長を支援・応援すること など

## 今後の具体的な取組の方向性

### （基本的な考え方）

- 児童館再編の検証結果では、子ども・子育てプラザは、乳幼児親子の居場所として高い評価を得ているとともに、児童館が有する機能を継承していることが確認できました。
- 乳幼児の保護者を対象とした子どもアンケートの結果からは、乳幼児親子が利用する居場所に求める声として、「年齢別プログラムやイベント、遊具をもっと充実してほしい」「もっと身近に増やしてほしい」などの意見が寄せられています。
- また、国が定めた「はじめの100か月の育ちビジョン」では、乳幼児期の育ちの重要性が掲げられ、地域全体で、乳幼児の遊びと体験、子育て支援の充実を図っていくことが求められています。
- こうしたことを踏まえ、各地域に1所整備している子ども・子育てプラザについて、地域の子育て支援拠点として機能の充実を図っていくとともに、児童館のゆうキッズ事業について、子ども・子育てプラザで培ってきたノウハウを取り入れ、充実を図りながら継続実施していくほか、つどいの広場への運営支援を継続していきます。
- 加えて、これらを補完する、乳幼児親子がほっとすごせるスペースとして、区立施設を改築・改修等する際は、施設の特性などを踏まえ、必要に応じて、乳幼児室・乳幼児スペースを整備していきます。

### ①子ども・子育てプラザ

#### 【乳幼児親子の居場所としての機能の充実】

- 地域の子育て支援拠点として、引き続き、乳幼児親子が安心して過ごせる居場所やロビーワークを通じた子育ての身近な悩み相談等を実施するほか、乳幼児期の豊かな遊びと体験機会の提供、保護者の子育て支援について、令和7年度（2025年度）から順次、充実を図ります。
- 乳幼児が様々な遊びや体験に触れることができるイベントをより一層増やし

ていきます。

- 「ほめて育てる講座」などの子育て支援のための講座・講習を充実するとともに、必要な子育て支援サービスの情報提供や利用相談を行う利用者支援事業の充実を図ります。

○なお、子ども・子育てプラザは7地域に1所ずつの整備が完了したこと、存置又は整備する児童館でゆうキッズ事業を継続することにより身近な地域で乳幼児親子の居場所を確保していくことなどを踏まえ、各地域2所ずつの整備を目指すこれまでの考え方を見直し、子ども・子育てプラザ（7所）と児童館（将来的に32館）を中心に、乳幼児親子の居場所の充実を図っていきます。

## ② ゆうキッズ事業（児童館）

### **【ゆうキッズ事業の継続実施】**

- 乳幼児親子の居場所として、これまで児童館で実施してきた乳幼児親子向け事業（ゆうキッズ事業）を継続して実施していきます。
- また、子ども・子育てプラザで培ってきたノウハウを取り入れながら、乳幼児親子向けプログラムの充実を図っていきます。

## ③ つどいの広場

### **【つどいの広場の運営への支援】**

- つどいの広場は、アットホームな雰囲気の中、乳幼児親子がいつでも気軽に安心してつどい、おもちゃで遊んだり、交流したり、育児などの相談ができる場を提供しており、乳幼児親子の貴重な居場所の一翼を担っています。
- 区では、今後も、つどいの広場の運営経費の一部を補助することで、つどいの広場の運営を支援していきます。

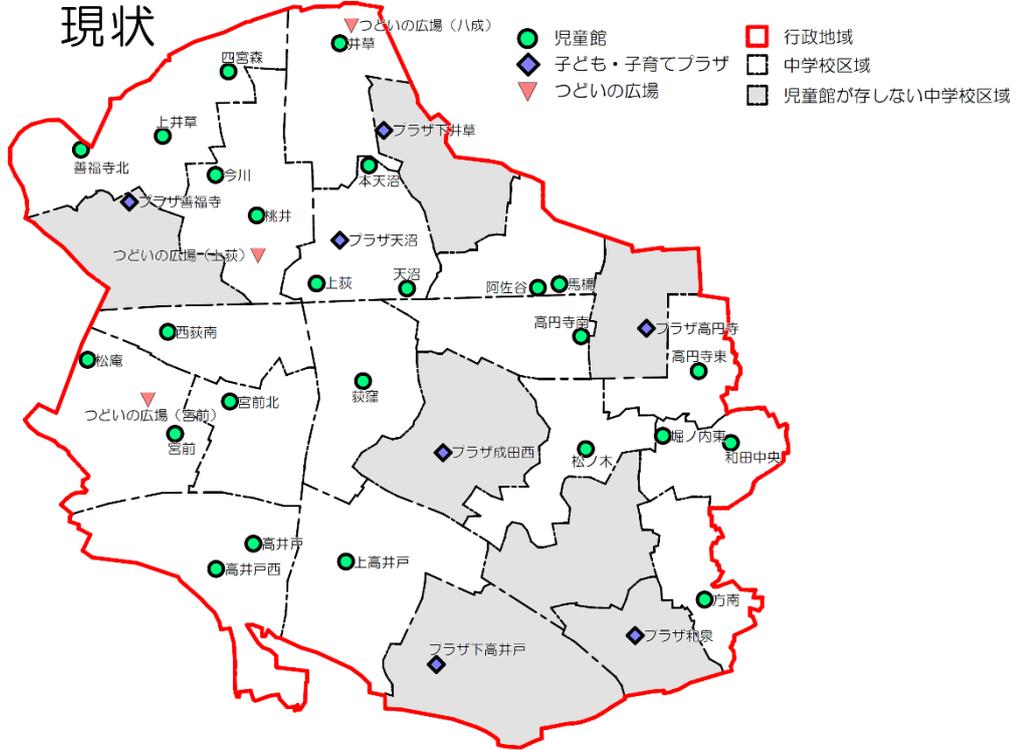
## ④ 区立施設内の乳幼児室・乳幼児スペース

### **【区立施設内の乳幼児室・乳幼児スペースの整備】**

- 区立施設を改築・改修等する際は、当該施設の特長や周辺地域での乳幼児親子の居場所の整備状況などを踏まえ、必要に応じて、乳幼児室・乳幼児スペースを整備していきます。

# 取組の概略図（乳幼児の居場所）

## 現状



## 今後



## (2) 公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

### 現状

#### (施設(事業)概要)

名称	概要	数
公園	<p>○区民が憩い、スポーツやレクリエーション、散策などを楽しむ場として公開された場所です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボール遊び場（四方をフェンスで囲われた球戯場）がある公園 33か所</li> <li>・水遊び場がある公園 35か所</li> <li>・子どもプレーパーク（冒険遊び場）事業を通年開催している公園 2か所</li> </ul>	336
図書館	<p>○生涯学習に必要な資料や情報を提供し、区民の学習や文化活動を支援する社会教育機関です。</p> <p>○また、レファレンス（調査・相談）による区民の課題解決に応えるサービスや、講演会などの事業を通じて、利用者の活動意欲を高める役割を担っています。</p>	13
集会施設	<p>○地域区民センター、区民集会所 区民相互の交流や活動によりコミュニティの形成を図る地域の集会施設です。</p>	15
	<p>○区民会館 区民文化の向上のための小規模なホールを備えた集会施設です。</p>	3
	<p>○コミュニティふらっと 誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設です。</p>	6
スポーツ施設	<p>○体育レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与することを目的とした施設で、体育館や運動場、プール等の施設があります。</p>	18

令和6年（2024年）4月1日現在

## 今後の取組の方向性

### (基本的な考え方)

- 今回実施した子どもアンケート、子どもヒアリング、子どもワークショップでは、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設も、子どもの貴重な居場所の一つとなっていることを改めて確認することができました。
- 今後、子どもが選択可能な多様な居場所を地域に増やしていくためには、主に子どもを対象とする施設や事業だけではなく、こうした既存の地域資源を活用する視点が必要不可欠です。
- また、子どもの意見聴取では、ボール遊びができる公園やスポーツ施設を求める声が多くあったほか、中・高校生を中心に、自習できるスペースの充実を求める意見が多く寄せられました。
- こうしたことから、子どもの居場所の一翼を担っている公園、図書館、集会施設、スポーツ施設において、今回多く見られた子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

### ① 公園

#### 【旧杉並第八小学校跡地への屋内球戯場の整備】

- 旧杉並第八小学校跡地に、既存の体育館を活用して、中学生以下が優先的に利用できる、ボール遊びが可能な屋根付き球戯場を整備します（令和7年（2025年）8月開設予定）。

#### 【球戯場の設置に向けた検討】

- 新たに公園を整備する際や、区が進める「多世代が利用できる公園づくり」の取組を行う際は、子どもや周辺住民の意見を聴取しながら、必要に応じて、球戯を行うスペースを整備することができないか検討していきます。

#### 【公園の利用ルールの見直し】

- 令和6年（2024年）7月1日から実施している公園利用ルールの見直し（広場で一人で行うボール遊び、夏季の花火利用など）の試行結果を踏まえて、見直しを進めます。

#### 【子どもプレーパーク（冒険遊び場）事業の拡充】

- 現在、柏の宮公園、井草森公園の2カ所で通年開催している子どもプレーパーク（冒険遊び場）事業について、令和7年度（2025年度）に、通年開催とする公

園を追加し、事業の拡充を図ります。

## ② 図書館

### 【自習スペースの拡充】

○令和7年度（2025年度）から順次、自習することもできる調べものコーナーのスペースを拡充していきます。

### 【多目的ホールを活用した子ども向け無料開放の実施】

○令和7年度（2025年度）から順次、多目的ホールを活用して、週2回程度、夕方の時間帯に子どもに無料開放していきます。

### 【乳幼児向けプログラムの充実】

○令和7年度（2025年度）から順次、乳幼児親子向けに実施しているプログラムの充実を図ります。

## ③ 集会施設

### 【共用スペースでの自習環境の充実】

○令和7年度（2025年度）までに、すべての集会施設の共用スペースにコンセントとWi-Fi環境を整備し、軽食も可能とすることで、子どもも利用できる自習スペースとしての充実を図ります。

### 【空き室を活用した子ども向け無料開放の試行実施】

○一部の地域区民センター、区民集会所、区民会館の空き室を活用して、小学生から高校生までの子どもを対象とした自習スペースとして無料開放する取組の試行実施を令和7年度（2025年度）に行います。試行実施の結果を踏まえながら、他施設への拡大を検討していきます。

## ④ スポーツ施設

### 【体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充】

○体育館を予約なしで低廉（小・中学生1回100円、未就学児無料）に利用できる「一般使用」のうち、子どもが自由に遊ぶことができる枠を、令和7年度（2025年度）から順次、拡充していきます。

### 【体育館の会議室等の無料開放の実施】

○令和7年度（2025年度）から順次、夏季休業期間中の自主学習の場等として、体育館の会議室等を子どもに無料開放していきます。



### (3) 個別のニーズに応じた居場所づくり

#### 現状

##### (施設(事業)概要)

対象	名称	概要	数
障害のある子ども	放課後等デイサービス	○障害児に、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。 ○学校や家庭とは異なる、安心・安全でその子らしく過ごせる場として、学齢期の子どもの放課後等の居場所の役割を担っています。	27
不登校の状態にある子ども	さざんかステップアップ教室	○小集団による学習や課外活動を行う場所です。 ○天沼・和田教室は中学生、宮前教室は中学生・小学生(5・6年生)、荻窪教室は小学生が対象です。	4
	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム	○PC やタブレットなど GIGA 端末を通してアバターを操作し、コミュニケーションをとることができるバーチャル空間です。	—
	校内別室指導支援事業	○学級で過ごすことが難しい児童生徒に対して、別室を設け支援を行う事業です。	全区立 小学校 中学校
生活困窮世帯の子ども	子どもの学習支援・居場所事業	○経済的な問題など様々な家庭の事情により適切な学習環境を必要としている子どもたちや、学校や家庭以外の適切な居場所を必要としている子どもたちを対象に、学習教室と居場所を提供する事業です。 ○小学生から高校生世代を対象としています。	1
外国籍や外国につながる子ども	子ども日本語教室	○杉並区に在住の小学1年生から中学3年生までの帰国児童・生徒及び外国人児童・生徒を対象として、日本語を学び続け、日本での生活に必要な日本語能力を身に付けることができるよう運営している事業です。	2

令和6年(2024年)4月1日現在

## 今後の取組の方向性

### (基本的な考え方)

- 児童館や放課後等居場所事業などは、すべての子どもがより利用しやすい環境となるよう、居場所機能の充実を図っていくこととしているところですが、一方で、子どもの個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりを進めることも大変重要な取組になります。
- そのため、すべての子どもを対象にした居場所づくりや子どもの成長段階に応じた居場所づくりにあわせて、区では、以下の取組を行うことで、個別のニーズに応じた居場所づくりの充実にも取り組んでいきます。
- また、今後、実行計画等を改定・修正する際に、この基本方針に掲げた理念や基本的な視点等を踏まえ、個別のニーズに応じた居場所の更なる充実を図る方策について、検討を行っていきます。

### ① 障害のある子どもを対象とした居場所

#### 【放課後等デイサービスの充実に向けた取組】

- 放課後等デイサービスについて、引き続き国の人員配置基準以上の職員を配置する事業所に区独自の運営補助を行うことで、事業継続支援及び新規事業所の開設を促進し、区内の事業所数の不足の解消を図ります。
- 重症心身障害児放課後等デイサービスについて、引き続き医療的ケア児の受け入れに必要な看護師を国の人員配置基準以上配置する場合に区独自の運営補助を行うことで、運営を支援するとともに、賃借料の補助を行うことで、新規事業所の開設を促進します。

#### 【障害児の中学生以降の居場所の整備】

- 障害児の中学生以降の居場所について、障害者施策課と児童青少年課、特別支援教育課による組織横断的な検討を進め、令和8年度（2026年度）に1所の整備に向け検討します。

### ② 不登校の状態にある子どもを対象とした居場所

#### 【さざんかステップアップ教室の継続実施】

- 杉並区に在住する不登校又はその傾向のある小・中学生に対する居場所として、集団生活を通じて社会性をはぐくみ、社会的自立ができるように、引き続き支援していきます。

【バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したオンラインの居場所の充実】

○さざんかステップアップ教室への参加が断続的になっている児童・生徒に対して提供しているオンライン上の仮想空間を活用した新たな居場所や学びの場について、利用対象者の拡大を検討していきます。

【区立小・中学校での校内別室指導支援事業の継続実施】

○校内の教室以外の別室であれば登校できる児童・生徒の一人ひとりの状況に応じて、居場所を提供し、継続的に登校できるように引き続き支援していきます。

【学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置に向けた検討】

○不登校児童・生徒の新たな学習支援の場や居場所を確保することを目的として、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について具体的な検討を進めます。

**③ 生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所**

【子どもの学習支援・居場所事業の拡充に向けた検討】

○現在、区内1か所で実施している子どもの学習支援・居場所事業について、地域のバランスに配慮しながら、サービスの拡充に向けた検討を進めていきます。

**④ 外国籍や外国につながる子どもを対象とした居場所**

【多文化キッズサロンの整備に向けた取組】

○日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、日本語を学び、気軽に相談や人とつながることができる地域の居場所として多文化キッズサロンの設置検討に取り組み、早期開設を目指します。

【子ども日本語教室の充実に向けた検討】

○区内の在住外国人の増加に伴い、利用希望者が増えている子ども日本語教室について、事業の充実に向けた検討を進めていきます。

**⑤ 要保護・要支援児童を対象とした居場所**

【子どもイブニングステイ事業の実施】

○家庭や学校で安心して過ごせない中高生世代の子どもが少なくない現状にあることから、そういった子どもをめぐる地域課題の解決に向け、要保護・要支援児童が安心して自分の時間を過ごすことができる居場所として、「子どもイブニングステイ事業」を令和7年（2025年）1月から実施する予定です。



## 第4章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

### 1. 多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進

- 区には、区が整備・運営する施設や事業以外にも、子ども食堂、青少年育成委員会や母親クラブによる各種事業など、多様な担い手によって展開されている子どもの居場所や事業があります。
- 子どもたちが、地域の中で様々な居場所をもちながら成長していくことができるようにしていくためには、このような多様な担い手による取組がより一層重要です。また、こうした子どもの居場所が増えていくことは、子どもにとって地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながります。
- 子どもの意見聴取の取組においても、「子ども食堂がもっと身近な場所にたくさんあって、誰もが利用できるようになるといい」といった意見がありました。
- こうしたことを踏まえ、区では、区民や地域団体、民間事業者等の多様な担い手による子どもの居場所づくりや居場所の運営を支援していきます。

#### 【公民連携プラットフォームを活用した取組の推進】

- 地域に多様な居場所を増やしていくためには、「新たに子どもの居場所づくりに関わってみよう、始めてみよう」という思いを持つ地域の担い手が、思いを同じくする様々な担い手と出会い、連携することができる仕組みが必要です。
- こうしたことから、令和5年（2023年）4月から運用を開始した「公民連携プラットフォーム」を活用することで、地域の担い手同士の連携を後押しし、新たな居場所の立ち上げや既存の取組の拡充に繋げていけるよう、区が伴走支援を行っていきます。

#### 【子ども食堂への支援の検討】

- 子ども食堂は、地域のつながりを強くすることを目的に、民間団体等が無料または低価格で食事を提供し、集まったみんなで食事や交流をする居場所です。
- 子ども食堂を運営する団体に対し、国や都の補助制度を活用した支援実施の検討を行うとともに、運営団体等と、子ども食堂を取り巻く区民と福祉関係者等が認識を共有し、その活動について、積極的な連携・協力を図ることができるよう支援します。
- 杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂の活動に賛同する区民・事業者による活動支援を後押しし、活動に係る情報発信に取り組みます。

#### 【児童館を活用した多様な担い手による居場所づくりへの支援】

- 子どもの育ちを地域全体で支えていくため、学童クラブが小学校内に移転した後のスペースなどを地域団体の活動場所として提供する仕組みを整え、地域の子どもの

健全育成に関わる様々な団体の活動支援の充実を図っていきます。  
○加えて、地域団体が運営する子どもの居場所の求めに応じて、子ども対応のノウハウを有する児童館職員の派遣を行い、運営への協力・助言を行うなどの支援も行っていきます。

**【子どもの居場所ネットワークの構築】**

○後述（P57）のとおり、公と民の居場所をつなぐネットワークの構築に取り組んでいきます。

## 2. 子どもの権利保障の推進のための普及啓発

---

○子どもが居場所としているすべての場所において、子どもの権利が保障され、子どもが安全・安心に過ごすことができる環境となるよう、子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

### 【子どもの居場所に従事する職員の育成】

○子どもの権利保障をテーマとする職員研修（委託事業者への研修受講機会の提供含む）を充実し、職員の資質向上を図ります。

### 【子どもの権利の普及啓発】

○行政が整備する居場所等だけではなく、子どもの居場所となり得ている民間活動の場においても、子どもの権利が保障されるよう、子どもの居場所にかかわる大人が子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等を作成し、子どもの権利の普及啓発を進めます。

### 3. 子どもと居場所をつなぐ情報発信

---

- 多様な居場所を増やしていくと同時に、その居場所を必要とする子どもが、その場所を知ることができ、容易にアクセスできるように工夫していくことが重要です。
- 子どもアンケートで見られた「家や学校以外に居場所や好きな場所がない」とする子どもの中には、居場所の情報そのものが届いていないことがその一因であるケースも考えられます。
- 子どもワークショップにおいても、区内の様々な既存の居場所について、「そのような居場所があること自体を知らなかった」「知っていれば利用したと思う」などの意見がありました。
- こうしたことを踏まえ、区では、子どもと居場所が適切につながるができる環境を整えていきます。

#### 【子どもの居場所マップの作成、周知】

- それぞれの居場所の特徴や対象年齢、その場所での過ごし方など、地域における多様な子どもの居場所の情報をまとめた「子どもの居場所マップ」を作成し、HP等で周知します。

#### 【子どもの居場所ネットワークにおける情報共有と情報発信】

- 居場所を利用するきっかけは本人の意思だけでなく、居場所に携わる職員など、信頼できる大人からの勧めにより居場所につながるケースも多く見られます。
- そのため、後述する「子どもの居場所ネットワーク」において、当該地域の居場所情報を、子どもの居場所に携わるもの同士が共有し、それぞれの居場所において、地域の居場所情報を利用する子どもに向けて発信していきます。

#### 【地域の子どもの居場所情報の定期発信】

- 児童館や放課後等居場所事業で毎月発行しているおたよりを活用し、当該地域の居場所情報を発信していきます。

## 4. 子どもの居場所ネットワーク

---

- すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、健やかに成長していけるようにするためには、子どもの居場所同士の連携が必要です。
- 区では、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組として、児童館や子ども・子育てプラザを事務局に、子育て支援団体等との連絡会議の開催や、地域の伝統行事、健全育成事業の共催等を実施する地域子育てネットワーク事業を展開していますが、子どもの居場所に視点を置いたネットワークは展開していません。
- そこで、これからの子どもの居場所づくりの推進に当たり、区が整備する居場所をはじめ、地域にある様々な居場所をつなぐ新たなネットワークの構築に取り組みます。

### 【子どもの居場所ネットワークの構築】

- 児童館を事務局に、子どもの居場所に携わる地域団体や関係者等との協議を丁寧に進めながら、令和9年度（2027年度）を目途に子どもの居場所ネットワークを構築していきます。
- ネットワークにおける次のような活動により、子どもが必要とするときに、必要な居場所や関係機関等につながることのできる地域づくりを目指します。
  - 居場所実施者が顔の見える関係になることで、それぞれの居場所において、利用する子どもの求めや状況に応じて、他の居場所を安心して紹介することができるようにしていきます。
  - どの居場所も子どもにとってより良い居場所となるよう、遊びや体験プログラム、子ども対応等について居場所同士が対話し、互いに尊重し、共に高めていくことができるようにしていきます。

## 5. 子どもの居場所づくりの推進体制

---

- この基本方針に定める取組を実現するためには、児童館をはじめとする児童福祉行政を中心に担う子ども家庭部だけではなく、子どもの特性や成長過程等に応じて、学校教育や社会教育、障害福祉、公園やまちづくりなど、様々な部門が一丸となる必要があることから、組織横断的な連携を図りながら、子どもの居場所づくりの取組を進めていきます。
- 特に、今後短期間のうちに集中的に取り組む必要のある放課後等居場所事業の段階的な拡充など、学校施設を活用した子どもの居場所づくりを進めるに当たっては、子ども家庭部門と教育部門の連携がこれまでも増して重要であることから、両部門が継続的に検討協議することができる場を設けるなど、効果的な子どもの居場所づくりの推進体制を整えていきます。

